

平成31年度 「学校の危機管理 トップセミナー」 開催要項

1 趣 旨 「学校事故対応に関する指針（文部科学省）」が公表されて3年が経過した。指針には「（略）教職員一人一人に、状況に応じた的確な判断力や機敏な行動力等が求められており、教職員の危機管理に関する研修を充実するなど、対応能力を高めることが必要である。」とあるように、研修による危機管理意識の向上に努めなければならない。

また、東日本大震災から8年が経過し、被害想定に対する考え方や備えの在り方等について、現在も私たちに多くの示唆を与え続けている。

これらのことから、本セミナーにおいては、平成26年度に引き続き宮城県南三陸町立戸倉小学校元校長 麻生川 敦 氏から、発災時に管理職として求められた様々な判断の実際について、虎ノ門協同法律事務所 弁護士望月浩一郎 氏からは、学校事故に関する多くの判例を基にした管理職に必要な危機管理意識について、それぞれ御講演いただくこととする。

2 主 催 滋賀県教育委員会

3 日 時 平成31年4月25日（木） 13:30～16:40

4 会 場 滋賀県立県民交流センター ピアザ淡海 ピアザホール
(〒520-0801 大津市におの浜 1-1-20)

※JR膳所駅から徒歩約12分 京阪石場駅から徒歩約5分

※公共交通機関を利用してお越しください

5 対象者

- ・公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校校長
- ・各市町教育委員会学校安全担当者
- ・参加を希望する国立・私立学校園の校長、および市町立幼稚園および認定こども園の園長

6 日 程

13:00	13:40	14:50	16:30
受付	開会 準備	講演① 麻生川敦氏	休憩
		講演② 望月浩一郎氏	閉会
13:30	13:45	15:00	16:40

(1) 開会挨拶 滋賀県教育委員会 教育長 福永 忠克

(2) 講演 1 「東日本大震災の経験から
～管理職として求められた判断について～」
講師：宮城県南三陸町立戸倉小学校 元校長 麻生川 敦 氏

(3) 講演 2 「管理職として必要な危機管理～学校事故の判例に学ぶ～」
講師：虎ノ門協同法律事務所 弁護士 望月 浩一郎 氏